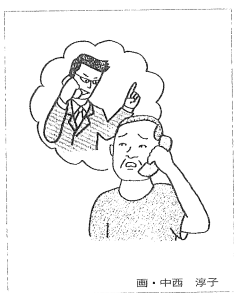


個人情報の削除を持ちかける詐欺

質問

他府県の消費者センターを名乗る人物から、「あなたの個人情報、3社に漏れて、登録されているので、削除する」と電話があった。そのうちの1社の削除には、別の人を登録する必要があるらしい。「登録してくれる人を、思いあたらない」と言うと、ボランティア団体に問い合わせ、代わりの人が見つければ、連絡してくれることになった。本当に、消費者センターで個人情報の削除をしているのか。(70歳代男性)



費用請求や契約の強要も

答

相談者は、県外の消費者センターからの電話であることに疑問を持ち、電話の主にも尋ねたところ、「個人情報の削除は、このセンターでしか受け付けていない」と答えたようです。

また、「災害救助に関係する機関なので、登録を削除するには、別の人を登録する必要がある」と言われた、とのことでした。

消費生活センターが、過去に相談を受けたことがない人に連絡を取ったり、「個人情報を削除してあげる」などと電話をすることは、絶対にありません。このような電話は詐欺なので、相手にせず、すぐに電話を切るようにしてください。

そして、しばらくの間は、留守番電話にし、直接電話に出ないようにして、様子を見てください。また、発信者番号を確認して、知らない番号や非表示の電話には、出ないようにすると良いでしょう。

このように、公的機関をかたり、個人情報の削除を持ちかける詐欺に関する相談は、昨年からは全国的に急増しています。トラブルにあっている方の8割以上が、家にいる機会の多い60歳以上の高齢者です。

最近、個人情報流出事件があったことで、「自分の個人情報も出回っているのでは・・・」と不安に思っておられる方は、その不安から話に乗ってしまい、ターゲットになりやすいので、くれぐれもご注意ください。

また、国民生活センターのホームページの同種相談事例では、電話があった後、次々に違う人が登場してくる劇場型勧誘や、「あなたのしたことが違法行為になる」などと言って、最終的にはお金をだまし取る手口や、預金や取引銀行等の資産状況を言葉巧みに聞かれて、答えてしまった方もおられる等の事例が紹介されています。今回のケースでは、まだ、費用については何も言っていなかったようですが、後日、登録する別の人を紹介料や削除料等を請求する電話をかけてくる可能性があります。

また、何度かやり取りしている間に、言葉巧みにさらなる情報を聞きだされて、新たな投資商品等を契約させられることも考えられます。

一度お金を支払ってしまうと、取り戻すことは極めて困難です。少しでも、疑問や不安を感じた場合には、すぐに消費生活センターや、ご家族、友人等に相談してください。

【筆者ひとこと】

よく勧誘電話がかかることから、「自分の個人情報が漏れているのでは・・・」と心配される方も多いでしょう。

しかし、勧誘電話をすべてシャットアウトすることは難しいと思われます。

必要のない勧誘電話には、きっぱり断り、「今後の案内は不要です」と伝えましょう。

「消費生活センターから」と、不審な電話や郵便が届いた場合は、相手から教えられた番号ではなく、消費者ホットライン(0570-064-370)か、必ず自分で消費生活センターの番号を調べて、お問い合わせください。(県消費生活センター中南和相談所)